平成２５年（フ）第２９１５号
大阪市中央区西心斎橋１丁目13番５号サンダービル801号
破産者　有限会社ロベリア
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７号
最後の住所神戸市中央区花隈町６番17―903号、従前の住所神戸市中央区下山手通３丁目13番４―603号
破産者　亡澤村浩樹相続財産
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４１号
熊本県玉名市高瀬319番地
破産者　有限会社ティーエム天運
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
東京都小平市上水本町２丁目17番24号
破産者　マサキ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
東京都小平市御幸町124番地の２グランリヴェール203号
破産者　大塚　鉞一
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８８号
東京都小平市花小金井４丁目37番11号太田荘103号
破産者　大塚　芳行
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７５７号
横浜市鶴見区下末吉１丁目１番20号
破産者　有限会社共和産業
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
石川県白山市千代野西７丁目６番地１
破産者　株式会社タカ商事
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
岐阜市薮田東２丁目８番19―201号　ＣＡＳＡ薮田、従前住所岐阜県瑞穂市野田新田4138番地10
破産者　居酒屋新撰組こと　井上　勝広
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
岐阜市柳津町大字佐波663番地５
破産者　有限会社ジイシイエム
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
岐阜市柳津町上佐波西５丁目13番地　岐阜キャッスルＢ1116号室
破産者　小川　本治
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
岐阜市柳津町上佐波３丁目15番地
破産者　宮田勢津子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９６号
岐阜市薮田東２丁目８番19―201号　ＣＡＳＡ薮田、従前住所岐阜県瑞穂市野田新田4138番地10
破産者　井上惠美子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
岐阜県可児市土田3776番地の７
破産者　有限会社タニグチ通信
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２９号
三重県志摩市阿児町神明999番地49
破産者　鈴木雄一朗
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
三重県伊勢市上野町307番地17、前住所三重県伊勢市宮川１丁目４番５号
破産者　伊藤　富子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
三重県松阪市早馬瀬町282番地１
破産者　有限会社エーゼロ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第７４０号
京都府木津川市木津川台７丁目30番地１
破産者　株式会社エムアンドエスジャパン
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
島根県浜田市下有福町404番地２
破産者　有限会社アットホーム
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４７号
島根県江津市有福温泉町本明445番地
破産者　佐々木康規
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第６４号
高知市知寄町１丁目５番３号
破産者　株式会社ゲンダイ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３号
熊本市北区龍田陳内４丁目18番86号
破産者　有限会社樹総合開発
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係